

所管課		健康増進部健康推進課														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策									
	第2章 共生共感都市			07 健康			02 健康づくりのための環境を整える									
事業：障がい児(者)歯科診療事業													整理番号	1232		
目的	南河内6市2町1村が共同して広域により取組み、南河内圏域6歯科医師会協力のもと、知的・身体・精神障がいがある方で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防のために河内長野市立休日急病診療所において毎週木曜日(祝日等除く)に診療を行う。															
目標	南河内圏域で障がいのある人で、地域の歯科診療所において診療が困難な人の治療等を行う。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)			13,883		コスト情報・評価	総コスト(千円)		18,247		総合評価 B 評価理由	妥当性		A		
	財源内訳	一般財源		921			内訳	事業費		13,883		効率性		A		
		国府支出金		0				人件費		4,364		有効性		B		
		地方債		0				公債費		0		本事業は障がいのある人で、地域の歯科診療所において診療が困難な人の治療等が実施できた。				
		その他特定財源		12,962				一人あたり(円)		162						
								世帯あたり(円)		387						
	貢献度		A		根拠		本事業は障がいのある人で、地域の歯科診療所において診療が困難な人に対し治療等を行い、非常に貢献している。									
今後の方向性	南河内6市2町1村が共同して広域で取組み、南河内圏域6歯科医師会協力のもと安定した障がい者歯科診療を実施する。															

事業 優先順位		1	細事業：障がい児(者)歯科診療事業				整理 番号		01		
目 的		地域の歯科診療所において診療が困難な人の治療等を行い、障がい児(者)歯科診療の安定した運営を図る。									
目 標		河内長野市立休日急病診療所において毎週木曜日(祝日・年末年始を除く)午後1時～5時に障がいのある人で、地域の歯科診療所において診療が困難な人の治療等を行い、障がい児(者)歯科診療を継続させる。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年	平成20年度	根拠 法令	河内長野市休日急病診療所条例、南河内圏域障害児(者)歯科診療事業協定書					
事業費・財源				平成24年度	比 較				平成24年度	比 較	
	事業費(決算額)(千円)			13,883		コスト 情報・従 事職員数	総コスト(千円)			18,247	
	財 源 内 訳	一般財源		921			内 訳	事業費		13,883	
		国府支出金		0				人件費		4,364	
		地方債		0				公債費		0	
		歯科診療事業負担金		7,459			一人あたり(円)			162	
		急病診療所使用料		5,478			世帯あたり(円)			387	
		急病診療所薬容器代		25			参 考	職員数(人)		0.55	
								再任用職員数(人)		0.00	
今後の 方向性		南河内6市2町1村が共同して広域により取り組み、南河内圏域6歯科医師会協力のもと安定した障がい者歯科診療を実施する。									
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	南河内圏域の障がい児(者)						
	A	A	B								

事業：障がい児（者）歯科診療事業

1. 南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業

南河内6市2町1村が共同して広域により取り組み、南河内圏域6歯科医師会協力のもと、知的・身体・精神障がいがある人で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防を目的に診療を実施した。

細事業：障がい児（者）歯科診療事業

1. 南河内圏域障がい児（者）歯科診療事業

河内長野市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村が共同して広域により取り組み、南河内圏域6歯科医師会（河内長野市歯科医師会、富田林歯科医師会、南河内歯科医師会、松原市歯科医師会、藤井寺市歯科医師会、羽曳野市歯科医師会）の協力のもと、知的・身体・精神障がいがある人で、地域の歯科診療所での診療が困難で診療介助等を要する方の口腔ケア・治療・予防を目的に以下のとおり診療を実施した。

また、大阪大学歯学部附属病院の障害者歯科治療部の歯科医師の派遣により、各市町村の担当歯科医師と共に治療を行うことで各市町村の歯科医師のスキルアップを狙い、各市町村での歯科治療技術のフィードバックを目的として行った。

<診療日等>

診療日	診療時間等	診療場所
木曜日 (祝日・年末年始を除く)	受付 午前9時～午後5時 *要予約 (診療時間外の診療受付は、 河内長野市立保健センターで実施) 診察 午後1時～午後5時	河内長野市立休日急病診療所

<患者数>

(単位：人)

木曜日	診療日数	河内長野市民			南河内圏域全体		
		患者数	初診	再診	患者数	初診	再診
—	50	358	10	348	659	19	640